

改正個人情報保護法への対応及び条例改正について

令和4年10月
宮 代 町

1 はじめに

デジタル改革関連法による令和3年個人情報保護法の改正により、今後、個人情報保護法は、国の行政機関、独立行政法人、民間事業者及び地方公共団体ともに改正個人情報保護法（以下、「改正法」）の規定に基づく共通のルールが適用され、個人情報保護制度全体の所管は個人情報保護委員会に一元化されます。

改正法では、個人情報等の定義関係や取扱い関係が規定されたため、新たに地方公共団体が条例等でこれらの規定を設けることはできませんが、「条例で定める必要がある事項」、「必要に応じて条例で定めることが考えられる事項」及び「条例で定めることを妨げるものではない事項」が存在し、新たな個人情報保護制度においても地方公共団体に一定の裁量が認められています。

つきましては、改正法において地方公共団体に一定の裁量が認められている事項について、新たに「個人情報保護法施行条例（以下、新条例）」を制定するにあたり、当町の考え方・方向性を決定するため、貴審議会から御意見をいただくものです。

2 新条例の構成イメージ

新条例に規定すべき事項及び構成イメージは以下のとおりです。

○条例で定める必要がある事項（必須事項）

⇒法律において必ず条例で規定しなければならないとされている事項

○必要に応じて条例で定めることが考えられる事項（任意事項①）

⇒法律において既に一定の規定があり、それに地方公共団体の実情に応じて加えることが認められている事項

○条例で定めることを妨げるものではない事項（任意事項②）

⇒法律において具体的な規定はなく条例で規定することで「することができる」とされている事項

宮代町個人情報保護法施行条例（案）

<本則>

- 第 1 条 （条例の趣旨に関する規定）
- 第 2 条 （用語の定義についての規定）
- 第 3 条 （条例要配慮個人情報に関する規定）
- 第 4 条 （個人情報取扱事務登録簿に関する規定）
- 第 5 条 （情報公開条例の規定との整合を図る規定（不開示情報））
- 第 6 条 （開示請求に係る手数料）
- 第 7 条、第 8 条、第 9 条 （開示の手続に関する規定）
- 第 10 条 （訂正の手続に関する規定）
- 第 11 条 （利用停止の手続に関する規定）
- 第 12 条 （行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料）
- 第 13 条 （審議会への諮問事項に関する規定）

※その他、附則において、（施行期日）（経過措置）等を規定する予定

3 各規定の考え方及び当町の方向性について

○第 1 条（条例の趣旨に関する規定） 【資料 1 P40】

任意事項①になりますが、新条例を制定する目的・趣旨を規定するものであり、法律に定めはないものの必須事項の性格を有するものであるため、本条例の趣旨を規定する予定です。

○第 2 条（用語の定義についての規定） 【資料 1 P40】

用語の定義については、これまでそれぞれの地方公共団体の条例において定義されていたため、その内容に相違があり、制度の運用にあたり課題が指摘されていました。「個人情報に関する全国共通ルールを法律で定める」という改正個人情報保護法（以下、「改正法」）の目的に鑑み、「個人情報」、「要配慮個人情報」などの用語については、改正個人情報保護法で定める規定に統一することとします。（改正法では、条例で独自の定義を定めることは許容されないとされています。）従って、独自の定義を

設けることはせず、「この条例で使用する用語の定義は、法令の定めによるものとする」などとする予定です。

また、「個人情報」の定義において、死者に関する情報の取扱いについて検討しておく必要があるとの指摘があります。現行の宮代町個人情報保護条例（以下、「現行条例」）では、死者に関する情報の取扱いに関する規定は設けておらず、改正法においても個人情報は、「生存する個人」と明記されています。（現行条例における「個人情報」も、生存する自然人に関する情報と解釈しています。）このことから改正法とこれまでの現行条例の規定に従い、死者に関する情報の取扱いを新条例に規定する予定はありません。（死者の個人情報については、現行条例では開示請求の手続きにおいて規定を設けていますが、今後も相続や税情報等の他の法令等で定めのあるものについては、遺族等に開示することは可能であると考えられます。）

○第3条（条例要配慮個人情報に関する規定） 【資料1 P41】

要配慮個人情報の定義については、改正法第2条第3項に規定されていますが、改正法第60条第5項では、「地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱い特に配慮を要するものとして地方公共団体が条例で定める記述が含まれる個人情報をいう。」と規定されており、条例で規定することにより独自の「条例要配慮個人情報」を追加することができるとされています。

しかしながら、現行の宮代町個人情報保護条例（以下、「現行条例」）においては、要配慮個人情報の定義は、現行の行政機関の保護に関する法律の規定を引用しており、独自の要配慮個人情報の規定は設けていないこと及び現在の運用においても追加すべき「条例要配慮個人情報」は見当たらないことから、「条例要配慮個人情報」を新たに規定する予定はありません。

○第4条（個人情報取扱簿に関する規定） 【資料1 P43】

現行条例では、個人情報を取り扱う事務を開始する場合は、あらかじめ当該個人情報の「事務の名称」、「収集目的」、「収集対象者」及び「記録項目」等を記載した個人情報取扱事務登録簿に登録しなければならないとされており、それぞれの課室において、個人情報取扱事務登録簿を作成のうえ公表しています。

一方、改正法では、新たに保有個人情報を含む情報の集合物であって、容易に検索できるよう体系的に構成したものを「個人情報ファイル」と定義されています。また、政令で定める必要事項を網羅した個人情報ファイルを「個人情報ファイル簿」として定義され、一定数以上のものについては作成のうえ公表することが義務付けられています。

改正法においては、地方公共団体が条例で定めるところにより、個人情報ファイル簿とは別の個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿を作成し公表することを妨げるものではないとされていることから、今後も既存の「個人情報取扱事務登

録簿」を作成することも可能ですが、2つの重複した個人情報の集合体を管理・運用することで事務が煩雑になる可能性があることから、今後は個人情報を取り扱う事務については、「個人情報ファイル簿」に統一する予定です。

従って、既存の個人情報事務取扱簿については廃止するため、新たに規定を設ける予定はありません。

○第5条（情報公開条例の規定との整合を図る規定）（不開示情報） 【資料1 P42】

改正法では、「行政機関情報公開法第5条に規定する不開示情報に準ずる情報であって情報公開条例において開示しないこととされているもののうち当該情報公開条例との整合性を確保するために不開示とする必要があるものとして条例で定めるもののいずれかが含まれている場合は、当該保有個人情報を開示しなくてよい」とされています。しかしながら、当町の情報公開条例においては、この改正法の規定に該当すると考えられる保有個人情報はないことから、情報公開条例の規定と整合を図る規定を設ける予定はありません。

○第6条（開示請求に係る手数料） 【資料1 P37】

手数料については、現行条例では無料としており、改正法では、これまでの行政機関個人情報保護法と同様、「条例で定めるところにより、実費の範囲内において条例で定める額の手数を納めなければならない」と規定されています。

このことから、現行条例の考え方を踏襲し、手数料については、原則、無料とする予定です。

○第7条、第8条、第9条（開示の手続に関する規定） 【資料1 P44～48】

○第10条（訂正の手続に関する規定）

○第11条（利用停止の手続に関する規定）

改正法及び現行条例では、開示手続等に要する日数は以下のとおりです。

	改正法	現行条例
開示決定等の期限	開示請求のあった日から 30日以内	開示請求のあった日から 15日以内
開示決定等の期限の特例 (大量請求の場合などで あらかじめ定めた期限ま でに決定できない場合)	開示請求のあった日から60 日以内にその全てについて開 示決定等を行うことにより事 務の遂行に著しい支障が生ず るおそれがある場合には、相当 の部分につき開示決定等を行 い、残りの個人情報については 相当の期間内に開示決定等 を行うことができる。	開示請求のあった日から60 日を限度に延長することがで きる。

改正法では、開示決定等の期限は「開示請求のあった日から30日以内」となっており、条例で定めることで期間を短縮することは許容されるとしています。現行条例では、「開示請求のあった日から15日以内」となっており、開示決定までの期間が長くなることでサービスの低下に繋がることが懸念されることから、現行条例の規定を尊重し、引き続き「開示請求のあった日から15日以内」とする規定を設ける予定です。

また、開示決定等の期限の特例については、改正法及び現行条例を比較しても大きな差異はないことから新条例において特段の規定を設ける予定はありません。

○第12条（行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料） 【資料1 P38】

改正法では、新たに行政機関等匿名加工情報の利用に係る規定が設けられており、通常の開示請求の手続きと同様、手数料については、条例で規定する必要があります。

しかしながら、都道府県及び指定都市以外の地方公共団体の機関については、当分の間、行政機関等匿名加工情報の提案募集の実施は任意とされており、当町においても当面実施の予定はないことから、新条例ではこの規定を設ける予定はありません。

○第13条（審議会への諮問に関する規定） 【資料1 P49～50】

改正法の最大の目的は、「個人情報保護に関する全国共通のルールを法律で定める」ということであり、改正法施行後においても、制度改正は法令の改正によって行われるものと考えられます。また、改正法では、審議会への諮問は、「個人情報の適正な取扱いを確保するために特に必要であると認められるとき」に限定されています。

これらの改正法の趣旨を踏まえると、現行条例における審議会の位置づけ・役割とは若干異なることが想定されますが、引き続き第三者機関である審議会を設置し、当町の個人情報保護制度の改善に向け意見を聴くこととにより良い制度へとブラッシュアップすることが可能であると考えられることから、新条例においても審議会への諮問に関する規定を設ける予定です。

4 議会における改正法への対応について

議会を除く町の実施機関の対応については前述のとおりですが、議会については、今回の改正法の対象からは除外されています。これは、現行の行政機関個人情報保護法が、行政機関を対象とし国会や裁判所がその対象となっていないこととの整合性を図るため、新制度の適用の対象とはしないこととすることが適当であるとの考え方に基づいています。このため、議会における個人情報の取扱いは、法形式や規律の内容も含め、その自律的な対応に委ねることとされていることから、新たに条例を制定することとなります。（詳細については、資料2を参照。）

4 おわりに

ここまで改正法の趣旨及び現行条例におけるこれまでの運用等を踏まえ、現時点における新たな個人情報保護制度の運用開始に向け当町の考え方を整理しました。

これらの内容について、貴審議会から御意見をいただき、最終的に改正法に対する当町の方針性を決定したいと考えています。

その後、決定された方針性に従い新条例案を作成し、次回の会議において提示させていただき、新たな個人情報保護制度の運用等について議論を深めたいと考えています。

以上